

日本共産党仙台市議団の庄司あかりです。市民の足元、行く道を照らす道路照明灯に関わって一問一答方式にて一般質問いたします。

「道が暗くて危険、街路灯を設置してほしい」など、市民から寄せられるご要望の中でも身近なものが街路灯です。仙台市が設置したものだけでなく、開発行為で設置されたものや、町内会や商店街などが補助を受けて設置したものが移管されるなどして、仙台市が現在管理する街路灯は約86,000基にのぼります。街路灯の種類は、電力引込柱に灯具を設置する添架タイプ、引込柱から引き込んだ単独柱タイプがあります。市全体の道路照明灯のうち、添架タイプと単独柱タイプのそれぞれの特徴と基数、割合についてお示してください。

市民生活に欠かせない街路灯ですが、その電気料が過払い、未払いになっていた問題で、仙台市は東北電力と和解し、未払い分として1140万円を支払い、LED化事業への協力金として4600万円を受け取りました。そして、これら以外に何らの債権・債務がないことを相互に確認しています。

和解についてはこのような形で収束していますが、今後の再発防止においてはなお東北電力との調整・協議が必要であると認識していますが、ご当局はいかがお考えでしょうか。うかがいます。

日本共産党仙台市議団は、10月に経済産業省東北経済産業局の電力・ガス取引監視室との意見交換を行いました。監視室はその後、東北電力から聞き取りを行い、道路照明灯問題における東北電力側の再発防止策を示すよう求めたとうかがっています。そして11月下旬に、東北電力が監視室に示したという再発防止策について私どもにもご報告をいただきました。

監視室のお話では、東北電力として「保安上の問題および電気契約上の問題があった」との認識に基づき再発防止策を講じるとのことでした。

その再発防止策は、電気工事業者への注意喚起ということになっています。まず新規の場合に、電気使用申込みを徹底すること、東北電力の委託を受けて工事を実施する場合に「引込線以下工事設計書」を受領した上で工事することをルール化すること、工事実施後は現場で確実に「工事完了点検報告書」によ

る点検を行うことをルール化すること、となっており東北電力の施工承認無しに工事を行わないよう徹底する内容です。

一方、廃止の場合は単純で、廃止手続きが完了していることを確認のうえ、負荷設備等を取り外すことをルール化する、ということだけになっています。

廃止の場合でも無断で引込線の切断を行わないよう電気工事業者に対して周知徹底しなければ、実効性ある再発防止策になり得ません。電力・ガス取引監視室に指摘したところ、監視室としても同じ懸念を東北電力に伝えたとのことでした。それに対し、東北電力は「廃止の場合の引込線の切断は東北電力直営か関連会社のみが行うことになっており、電気工事業者が勝手に切断したと記述すれば電気工事組合から“あり得ないことだ”との反発があるため明記できない。文書には残さないが、口頭では説明する」と答えたそうです。廃止の際の切断は「東北電力か関連会社しか行わない」との説明は監視室としても初耳だったそうですが、仙台市のご認識はいかがでしょうか。また、東北電力側の再発防止策について、相手方である仙台市への説明はあったのでしょうか、合わせてお答えください。

電気料金の過払いにおいては、最終的に公金を支出する仙台市の責任は重大です。同時に、東北電力の約款上「引込線の接続は当社が行う」となっていることから、東北電力の所有となる引込線の切断・撤去は仙台市にはできません。灯具だけでなく引込線も切断・撤去されているのに契約が廃止されていないということは、東北電力、もしくは電気工事業者のどちらかに何らかの落ち度があったことは明らかです。そのため、東北電力は再発防止策として電気工事業者への注意喚起を示したと考えられます。しかしながら、東北電力内部の事務手続きにおける再発防止策は本当に必要無いのでしょうか。

この間、街路灯事務について調査する中で、様々な事例を把握しました。電気料金が未払いになっていたものの中には、新設の際に契約が無かったものだけでなく、これまで電気料の請求がつつがなく来ていたのに、数年前から突然請求が来なくなり、新規契約が必要となったものが複数ありました。また、東北電力が電柱を撤去した際に仙台市への報告を失念し、電柱に添架されていた市の街路灯まで一緒に撤去してしまったという事案もありました。その時も、電柱ごと街路灯が撤去されているにも関わらず、電気料金は請求され

続けていました。現場の工事部門と契約などの事務部門の連携が取れていないなどの課題があることが想像されます。

私は10月の決算・補正予算等審査特別委員会で、お客様にとって不利な約款の問題を指摘しました。約款では「当社は、原則として、お客様から通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います」と書かれています。要するに、廃止の通知がされれば東北電力は契約廃止の処置をする。逆に言うと契約が廃止になっていないということは、お客様が廃止の通知をしていないというのが約款の定めです。そのため、お客様の側が、口頭でも良いとされている廃止の通知をしたことを証明しなければ返金されることはありません。

しかし、お客様が廃止の通知をしたけれど、東北電力の事務手続き上の問題により契約が廃止されない場合についても想定すべきだと考えます。どんな業種でもどんな場面でもヒューマンエラーやシステムエラーを想定することは当然だからです。東北電力の事務手続き上のエラーを想定していない約款の問題点について、本市のご認識をお示しください。

仙台市が実質的に負担する3440万円の補填についてうかがいます。

当初、半額の1720万円を部長級以上の職員の任意の協力により補填するとした市の方針から一転、全額を補填するという市長の表明に、職員の中では動揺と疑念がわきあがっています。方針転換の理由について「決算不認定、付帯決議、議会での議論を踏まえて」だと説明していますが、10月議会が閉会してすぐに市長が部長級以上の職員に送ったメールでは決算不認定などの経過について説明したうえで、判例などをもとに「使用者から被用者に対する賠償請求は必ずしも全額の負担を求められるものではない」という考え方を示して50%の1720万円の補填への協力を呼びかけています。このメールを受けて、同意書にサインをした職員の方もいらっしゃったことと思います。今回の方針転換は、職員の市長への信頼を失わせかねないものと考えますが、職員の皆さんにはどのような説明をなさったのか、郡市長にうかがいます。

部長級以上の職員に同意書を出させるという特別徴収の方法についても職員からは「踏み絵でしかない」と、前向きな理解というよりは強制力があるものとして受け止められています。さらに問題なのは、今回全額を次部長親睦会が

互助会から借り入れて補填し、その返済原資として課長級以上の親睦会の剰余金を充てようとしていることです。親睦会は任意組織であり、その剰余金の使い方は仙台市がどうこう出来るものではないはずです。親睦会の借り入れや剰余金の活用についてはどのように決まるのか、ご説明ください。

一括での質問は以上とし、以降は一問一答によって質問してまいります。

#### 一問一答部分

①仙台市の問い合わせに対して東北電力は「廃止の申し込みがあった場合は弊社が指示した委託先が財産分界点での切断を行う。また、単独柱など引込線の回収も委託先が併せて行う。」と回答したとのこと。東北電力が引込線の切断・撤去を指示する委託先とは具体的にどこなのでしょう、うかがいます。

(ユアテック、宮城配電工事、東北七県配電工事、東北送配電サービス(株))

②つまり、廃止の際の切断は東北電力の指示でいまお答えいただいた4社しか行えないということですね、確認します。

③そうであれば、東北電力が廃止の通知を受けて関連会社に指示しない限り、引込線は切断されないはずです。東北電力が把握していないところで引込線が切断されていたとすれば、再発防止策において電気工事業者に対し「引込線の切断は東北電力直営か関連会社しか行わない」との注意喚起があつてしかるべきですが「あり得ないことを書かないで」と電気工事組合が反発するので、文書ではなく口頭で行うとのこと。

今回の事案における廃止の実態がなかなかつかめなかったので、私自身も電気工事業者から聞き取りを行いました。しかし、電気工事業者さんのご認識も様々で「うちは東北電力の指定業者なので添架タイプの切断も単独柱の引込線の撤去もどちらもできる」とか「引込線の撤去ができる業者は登録制になっている」として、先ほどの4社以外の業者名をあげたところもありました。

電気工事業者の認識の違いは、東北電力の監督・指導責任が非常に大きいと感じます。どの業者がどこまで出来るのか、してはならないのはどんなことなのか、東北電力の再発防止策では曖昧なままです。市としても、東北電力からこの点をきちんと説明してもらう必要があると思いますが、いかがでしょうか。

※委託業者の業務範囲は定まっていると聞いているとのことですが、東北電力を監査している電力・ガス取引監視室さえ、廃止の際の切断は東北電力直営か関連会社のみが行うということを知ったと言っています。仙台市は、いつ知ったのでしょうか、うかがいます。

④ようやく廃止の際の正しい流れが東北電力から示されたのですから、本市の街路灯廃止の手続きにおいても、市の受注者から廃止通知の記録をもらうだけでなく、東北電力の関連会社が引込線を撤去したという報告ももらい、それを記録することが必要となると思いますが、いかがでしょうか。

⑤一括質問で、東北電力内部のエラーの可能性について申し上げました。ある区の事例では、街路灯の灯具の変更のため、東北電力に容量変更を申し込みました。その際、契約上の引込柱番号と現場の引込柱番号がずれていたために、引込柱番号の修正を東北電力に申請した記録があります。しかし、容量変更は反映されたのに、引込柱番号の修正はなぜか反映されなかったため、契約と現場の街路灯の情報がずれたままになっていたというのです。

また、ある区役所では15年ほど前から街路灯の廃止の際に、受注者が東北電力に廃止の通知をした証明である「異動連絡票」を独自に区の事務の様式に加えて記録するようにしていました。今回の再発防止策で位置づけられた事務を、以前から行ってきたんです。残念ながら保存期間が過ぎて資料を破棄してしまったために、今回、廃止通知をしたことを証明しきれませんでした。

本市として統一的な手続きを持っていなかったという組織的な課題があったことは承知していますが、求められた水準以上の仕事をしてきた職員もいらっしゃいます。そうした皆さんがどんな思いで「仙台市が廃止の通知を忘れた」という報道を見てこられたか、大変悔しい思いをされたことと思います。東北電力内部の事務手続きにおける再発防止策を、市としても強く求めるべきです。市長、いかがでしょうか。

⑥親睦会の借り入れや剰余金の使い方は総会で決められるというご答弁でした。その通りで、親睦会の財布は市の思い通りになるものではないはずです。互助会からの借り入れは利子も支払うことになるとうかがいました。親睦会が利子まで負担して借り入れるのはおかしいと思います。また、親睦会の剰余金は職員の支払う会費です。職員負担であることは間違いないものですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

⑦親睦会の剰余金を返済にあてることについては親睦会が総会を開いて決めます。たとえ反対の方がいたとしても賛成多数となればそのように決定するということだと思いますが、いかがでしょうか。

⑧多数決で決算を不認定とされた仙台市が、今度は多数決で職員に負担をさせようというんですか。

⑨親睦会の議決で決めるという。親睦会の中のことになりますから、もはや市に対して職員個人の意思表示すらできない、任意ではない協力になります。先ほど、独自の努力で事務手続きを補強してきた事例をご紹介しました。今回のように全額負担を職員に求めれば、現場主義・前例にとらわれない創例主義を実践しようと取り組んできた職員の士気が下がると思いませんか。

⑩私たちはこの度、議員報酬減額の条例提案も行っています。職員にだけ負担させるということではなく、議会の責任のありようを多くの議員の皆さんとともに示したいと考えています。

市民が損失を被らないようにする方法として、現金による補填だけでなく、こ

の問題が起こらなければ発生したであろう歳出を抑制するという方法もあります。そういう点で挙げられるのは市長等の給料減額や、今回提案されている期末手当引き上げの見送りなどです。これらを事実上の補填とすることも考え方のひとつだと思います。そもそも 3440 万円の市の損失も、過払い金 9200 万円のうち東北電力の L E D 協力金を除いただけでなく、時効で支払わなくてよくなった未払い分の 1160 万円を差し引いて算出しています。払わずに済んだ分は引いているのですから、その考え方でいけば歳出抑制額についても考慮すべきです。市長、いかがでしょうか。

⑪そもそも過払い金 9200 万円も推計値なのですから、実質的な市の負担とされている 3440 万円も推計値に過ぎません。なにがなんでも現金で満額補填するという性質ではなく、様々な歳出抑制と合わせて市民の損失となることを回避すべきです。期末手当引き上げの見送りの含めれば、歳出抑制効果額は 508 万円にのびります。考え方ひとつで、それだけ職員の負担を減らせるのですからぜひそのようにすべきです。

ここまで議論してきたように、今回の事案では東北電力側の課題も明らかになっています。ということは、他の自治体でもこのような問題が起こっているのではないかと思わざるを得ません。実際、電力・ガス取引監視室からうかがった話では「東北電力には複数の自治体から問い合わせがあり、契約状況一覧などの資料を提供している」とのことです。同様の事案があったと他自治体が気付いたとき、参考にするのは仙台市の対応です。実効性ある再発防止策が求められますし、後に続く自治体がためらうような補填のあり方では他自治体にも迷惑をかけると思います。今回、市の職員の皆さんのご努力ですべての契約を正したことで今年度の電気料金の削減効果は 1600 万円にのびります。歳出削減につながる取り組みであり、どこの自治体でも起こりうることだとの問題提起を全国に発信する役割が本市には求められていると思いますが、市長いかがでしょうか。

※ぜひ市長にも街路灯事務の現場の取り組みや補填のあり方についての職員の受け止めに市長ご自身でつかんで頂くことを要望して終わります。